

オーストラリア個別指導協会  
(ATA)

行動綱領  
(コード・オブ・コンダクト)



## オーストラリア個別指導協会 (ATA) 行動綱領(コード・オブ・コンダクト)

### 第一部 紹介

#### 目的

1. オーストラリア個別指導協会 (ATA) の行動綱領の目的は：
  - 1.1 クライアントが倫理的な個別指導機関や開業者から最高のサービスを受けられるようにするため。
  - 1.2 教育的個別指導サービスの国家基準を作り、維持するため。
  - 1.3 最高の実行方法の履行を指導するため。

#### 行動綱領の適用

2. 本行動綱領はオーストラリア個別指導協会 (ATA) の会員になることにより、そのルールを守ることに合意したすべてのオーストラリア個別指導協会 (ATA) の会員に適用される。

#### 解釈

3. 本行動綱領で、別途の言及が無い場合：

「行動綱領」はオーストラリア個別指導協会 (ATA) の行動綱領を意味する；

「クライアント」は生徒や生徒の親、または個別指導サービスの費用を払う保護者を意味する；

「紛争」は会員が行動綱領を守らない場合にクライアントからの不満が出た場合のことを意味する；

「会員」はオーストラリア個別指導協会 (ATA) の正会員と準会員を意味する。

「盗作」は他人作品や出版物（書面、電子、言語、または芸術作品）などを著者の許諾なく使用することを意味し、詐欺の一つである。

「個別指導教師」は教育的個別指導サービスを提供する人を意味する；

「個別指導」は「個人指導」と「家庭教師授業」の代わる言葉として、使用することができる。

「個別指導センター」は指導が行われている場所を意味し、「教育センター」に代わる言葉として、使用することができる；

「個別指導機関」は教育的個別指導サービスを提供するために設立された機関を意味する。



## 第二部—個別指導機関の義務—行動綱領

### ATA会員の義務

4. 個別指導機関は生徒が最高の教育成果を出すための資料を使う。
5. 会員一人一人は自分の出せる力を出し切り、最大限の力を出し、生徒の成績をあげることに勤める。
6. 会員は自分の教育方法と学習方法、資料を活用し、生徒の自負心と自信感をあがる。
7. 全会員は、本行動綱領をいつでもクライアントが精読できるように、常に、保管しておかなければならない。

### 資格

8. 機関の会員は該当機関のすべての個別指導教師が該当機関のカリキュラム（教科課程）と教育方法に対するトレーニングを受けるようにしなければならない。
9. 会員は職員のトレーニングや専の開発を常にしていく義務がある。トレーニングとしてはカリキュラムやプログラムの開発、児童教育発達及び評価、児童保護等の訓練教育などがある。
10. 機関に雇用されたすべての個別指導教師は教育的な水準を維持するため、一年ごとに評価を受けなければならない。個別指導教師の評価は評価の前に公開された様式により、ATA個別指導教師評価書等を含むこともある。ATA個別指導教師評価書はATAのウェブサイト（[www.ata.edu.au](http://www.ata.edu.au)）で閲覧可能である。

### 公開の義務

11. 会員はクライアントが個指導サービスの必要性に対して客観的な判断をすることができるように十分な情報が提供されたのか確認しなければならない。会員は必ず：
  - (a) 生徒が個別指導を要するのか判断し、要する場合、潜在クライアントに評価の結果に対して知らせてあげなければならない；
  - (b) （要請された場合）潜在クライアントが係わったプログラムやカリキュラムを監査することができるようにしてあげなければならない；
  - (c) 係わった個別指導教師の資格と経歴に対して潜在クライアントに知らせてあげなければならない。
  - (d) 要請された場合、クライアントに（18歳未満の）生徒の正確な学習進行状況を書面知らせなければならない。



## 事前試験、事後試験、その他の評価及び報告

12. 評価や試験の種類や用途は評価の前に完全に公開させることとする。採点に関しては、正確で専門的で正直でなければならない。
13. 生徒の公式的な評価や試験の結果はクライアントにすべて提供されなければならない。
14. ストリーミング（能力別学級編成）、入学審査、または他の目的に施行される事前試験の原本は、法律によって制限させなければ、クライアントの熟読のために提供されなければならない。ストリーミング、または個別指導の提案は適切な解釈と評価の結果の公開に根拠して正当化する。
15. クライアントに書面、または口頭で伝われすべてのフィードバックは明確で曖昧じゃなく、誤解の所持があってはならない。その上、このフィードバックによって、クライアントが該当業社に登録をするなど、該当業社が事業的利得を取ればならない。
16. 報告は書面や口頭で伝えることができる。個別指導が一学期を越える場合、報告は最低一学期に一度はしなければならない。

## 広告

17. 会員は個別指導費の価格に対しての虚偽広告、実際とは違う個別指導の恵沢、個別指導の必要性に対する表現など、虚偽広告や誤解の所持がある広告方法を使ってはならない。使った場合、競争と消費者保護法規定とオーストラリア全州とテリトリー基盤の消費者保護法律及び本行動綱領の規定が適用される。
18. 各媒体のマーケティングや広告に登場したすべての主張は正直で正確で検証されるべきである。統計の編纂と使用はクライアントを眩する目的や意図を持ってはいけない。検証されたデータで収集した係わりの統計の資料のみを使うことができる。
19. 会員は広報資料が個別指導の成果に対して、非現実的な期待を奨励しないようにしなければならない。
20. 会員は競争社が提供するプログラムに対して、誤った、または誤解の所持を催す比較をしてはならない。
21. A T A の会員であることを示すため、正会員はM. A. T. A を使える権利が、準会員はA. A. T. A を使える権利がある。
22. 正会員は自分が本行動綱領を遵守していることを示すため、自分の広告に A T A のロゴを使うことができる。準会員はロゴを使うことができない。



### 個別指導センターや塾の基準

23. 会員は高い清潔水準を維持するため、定期的に掃除されているのか確認しなければならない。
24. 会員は目につきやすく、易しく近付ける位置に適切な応急処置キットをおくり、全職員がその位置を分かっているように教育しなければならない。応急処置キットは適切に備蓄されているのか最低で一学期ごとに確認することとする。

### カリキュラムとプログラミング

25. 関連ありで、必要な場合、会員は自分のプログラムが国家基盤の教育委員会のカリキュラムと教授要目との関係を明示しなければならない。
26. 個別指導が一学期を越える場合、(機関の職員ではない)個人個別指導教師は要請のあるば場合、必ず個別指導期間中に意図した学習様式を要約したステートメントでクライアントに提出しなければならない。
27. 関連教科、または書面のプログラムはクライアントが要請する場合、クライアントが熟読られるように提供されなければならない。

### 盗作

28. 会員はどんな形であれ、不正な行為はしてはならない。依存性の生成はどんな位でも勸奨されない。会員はATAの盗作政策と一致する政策を実践しなければならない。ATAの盗作政策は随時にアップデートされ、いつでもATAのウェブサイト ([www.ata.edu.au](http://www.ata.edu.au)) で閲覧可能である。

### 経営方針

29. 会員は関連地域や州、連邦法規(例: 児童保護、貿易慣行、税金、年金、勤労者補償、産業保健や反人種差別主義)を守り、自分の事業を道徳的で専門的に管理しなければならない。
30. 子供保護法案が存在する地域の会員は、直接的な個別指導がある前、すべての個別指導教師が必要な書類を完璧に記載し、関連機関に提出したことを確認しなければならない。
31. 子供保護法案がまだ存在しない地域の会員は、すべての個別指導教師が子供関連のどんな警察起訴や犯罪の有罪宣告は無かったと主張する法廷申告書に署名するように要求しなければならない。
32. 会員は個別指導教師と直接面談し、予備教師に対して、児童保護や教育に関することを指導しなければならない。



33. 会員は職員及びエージェント(代理人)が倫理的で専門的で行動し、個別指導や教育サービスを不合理な方法(例: 脅威、武力、, 強制)で販売しないことを確認しなければならない。
34. 会員は個別指導の全期間や一定期間を無料や割引された価格で提供し、その代わりに個別指導の費用の引き上げ、個別指導の質の減少など、どんな方式でもクライアントの権利を制限することが出来ない。
35. 会員は全職員が本行動綱領を理解していることを前提しなければならない。

### 個別指導協約書及び契約書 (存在する場合)

36. 会員は個別指導協約書が：
  - (a) オーストラリア会社番号(ACN)とオーストラリア事業者番号(ABN)、協約の両方の当事者の名前と住所などを表示されていることを確認しなければならない；
  - (b) 会員とクライアントの権利と責任を正確で曖昧ではないように設定しておかなければならないし；
  - (c) 提供される個別指導の全価を公開しなければならない。全価に含まれた費用では (該当する場合):
    - i. 加入料金、申し込み手数料やそれに該当するの前払い金；
    - ii. 各個別指導授業の価格；
    - iii. 支給金、納入の頻度や契約の最小限度期間；
    - iv. 個別指導プログラムの総費用；
    - v. その他の支給金や個別指導の契約で発生される費用；
    - vi. 解約するなどの際、解約金などが発生する場合、費用を払わなければならない。
37. 会員は潜在クライアントが要請する場合、潜在クライアントに個別指導契約書を提供しなければならないし、登録時署名した契約書の写本を提供しなければならない。

### リファンド (払い戻し)

38. 全ATA会員はクライアントのため、リファンド政策を書面で具備しておかなければならない。
39. 会員のリファンド政策は全関連連邦や州の法律と一致しなければならない。
40. 会員は誤解の所持の無いため、「リファンド不可」という文具を絶対に展示することができない。法的条件の違反がある場合、クライアントはリファンドの権利がある — 競争と消費者保護法。このような条件は適切な管理と技術や、約束や広告されたサービスの水準を提供させる。



## 個人情報

41. 会員は国の個人情報保護規則により、個人情報保護法を遵守するものとする。
42. 評価、出席、行動観察、請求書、成績や個人情報など、クライアントの個人情報はクライアントの要請によって熟読のために提供される。

## 抗議解決手続き

43. 会員は公正で速やかにクライアントからの抗議を解決するように努める。
44. 口頭抗議がある場合、口頭抗議を受けた会員は：
  - (a) 自分の身元を明らかにし、抗議を聞き、情報を記録して抗議の内容を把握する；
  - (b) 抗議を受けた情報を確認する；
  - (c) 抗議解決手続きに対して説明し、代替法に対して助言を言う；
  - (d) 可能であればすぐ抗議事項を解決し、不可能であれば与えられた時間以内に抗議事項を解決するために努力をし；
  - (e) 抗議事項に対して適切な措置をする。例：抗議者に会員が抗議事項を解決するためにした行動とその結果を知らせる。
45. 書面抗議がある場合、書面抗議を受けた会員は：
  - (a) 抗議日から10日以内に抗議者に会員が抗議事項を解決するためにした行動とその結果に対して書面で知らせ；
  - (b) 抗議日から10日以内に抗議事項を解決することができない場合、抗議日から7日以内に抗議事項受付確認書を提供し、会員が抗議事項を解決するためにした行動とその結果が出るまでの期間を決めて抗議者に提供する。
46. 会員は全職員が会員の抗議解決手続きを理解していることを確認する必要がある。
47. 抗議事項が会員とクライアント間で抗議事項が解決しない場合、会員はクライアントにATAに抗議ができる権利があることを知らせる必要がある。
48. 抗議がATAにお問い合わせされた場合、お問い合わせの後可能な速い時間内に行動綱領管理委員会(CAC)を通じて議会に伝達され、当事者に決定事項を書面で通知する。
49. ATAが会員が行動綱領を違反したと決める場合、ATAの法による処罰措置を適用する。



### 第三部—管理と行政

50. 本行動綱領議会によって執行される。ATA議会は議会役員 2 名以上の行動綱領管理委員会 (CAC) を任命する。

### 行動綱領の推進

51. ATAは行動綱領の推進を担当している。
52. 行動綱領は ATAのウェブサイトに含まなければならない。

### 処罰と制裁

53. 行動綱領の違反が決まった場合、ATAは該当の会員に対する是正措置をする。措置では：
- (a) 広告の修正、または取り消し；
  - (b) 修正された広告の挿入；
  - (c) 関連顧客への修正物発送；
  - (d) 文学や文具の修正、または取り消し；
  - (e) 行動綱領の標準を満たすことができないプログラムや資料の取り消し。
54. ATAは自裁量で、行動綱領に反する会員に警告及び懲戒を言い渡すことができる。
55. 会員が決められた期間以内にATA指示に従った是正措置をしない場合、ATAは会員のATA会員資格を特定期間停止させることができ、持続的に守らない場合、会員資格を剥奪することができる。
56. ATA会員資格を剥奪された会員は広告にATA会員だと表示することができなくなり、文学や文具でATA行動綱領を参照することができない。

